

佐渡市町村合併協議会幹事会設置要綱

(設置)

第1条 佐渡市町村合併協議会規約(以下「規約」という。)第13条第2項の規定に基づき、佐渡市町村合併協議会(以下「協議会」という。)の幹事会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会の会長(以下「会長」という。)の指示を受け、協議会に提案する必要事項について、協議又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、関係市町村の合併に必要な事項について、協議又は調整するものとする。

(幹事)

第3条 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(組織)

第4条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事会に幹事長及び副幹事長1名を置く。

(会議)

第5条 幹事会は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

(会議の運営)

第6条 幹事長は、幹事会を主宰し、会議の議長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第7条 幹事会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第8条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(庶務)

第9条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年1月7日から施行する。

この要綱は、平成15年3月14日から施行する。

別表（第3条関係）

市 町 村 名 等	職 名
両 津 市	企 画 財 政 課 長
相 川 町	総 務 課 長
佐 和 田 町	総 務 課 長
金 井 町	総 務 課 長
新 穂 村	総 務 課 長
畑 野 町	総 務 課 長
真 野 町	総 務 課 長
小 木 町	総 務 課 長
羽 茂 町	総 務 課 長
赤 泊 村	総 務 課 長